

令和元年

第3回七宗町議会定例会会議録

令和元年6月4日

開	会 式
局長（渡辺 豊明君）	ただいまから、開会式を行います。一同ご起立お願いいたします。 始めに、議長あいさつ。
議長（加納 福明君）	おはようございます。令和元年第3回の定例会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 4月1日に新年号「令和」が発表され、5月1日より「令和元年」が始まりました。今議会は令和になって最初の議会となります。そして、議会は現議員にとって7月10日の任期満了を控えて最後の議会となります。残りの任期はわずかですが、頑張りたいと思います。 七宗にとりまして、人口減少と高齢化の進行は大きな課題であります。簡単に解決できる課題ではありません。私たちはいろいろな機会に子どもや孫たちに七宗の豊かな自然や人情、そして素晴らしい文化や生活などを伝え、「住みたい 帰りたい 訪れたい 美しいまち ひちそう」の実現に近づけることも1つの重要な策と考えています。それは、議員一人ひとりに課せられた課題とも言えます。七宗議会議員の選挙は6月6日の立候補予定者の説明会、25日の告示、30日の投票日が決まっております。 さて、本日提案されております案件につきましては、予算関係が2件、他8件、全部で10件ありますが、皆様の慎重なる審議をお願い申し上げまして、議会の開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。
局長（渡辺 豊明君）	続きまして、町長あいさつ。
町長（井戸 敬二君）	皆さんおはようございます。議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。 令和という新時代になり早1ヶ月が過ぎました。令和元年度最初の定例会ということで、新課長をまず紹介をさせていただきます。水道課長に福井靖信、企画課長に石黒義仁、税務課長に加納和敏の3人であります。議員各位におかれましても、今後

	ともご指導の程よろしく願いをいたします。 先月26日の町消防操法大会、そして、一昨日の加茂郡体育大会の激励、誠にご苦労さまでございました。今月23日に富加町で開催される加茂郡消防操法大会には、第2分団の中島拓也隊が七宗町を代表として出場いたしますので、よろしく願いをいたします。また、郡体育大会ではバレーボールシニア女子、マスター女子、ソフトボール実年男子が優勝。準優勝が5部門、3位が2部門という素晴らしい活躍をしていただきました。 また、先月29日に行われました住民総参加型スポーツイベントチャレンジデーでは、1,619人と多くの住民の皆さんに参加していただき、参加率は42.6%で昨年より2.3%増えました。対戦相手の秋田県大潟村は66.7%で勝利することができませんでしたが、高齢化率が45%を超えている本町としましてはこれを契機に誰もがいつまでも健康で明るい生活ができるよう引き続き運動、スポーツにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。 さて、先ほど議長さんのお話にもありましたように、皆さんの任期満了が7月10日であります。今期最後の定例会であります。就任以来大変厳しい行財政の中、私をはじめといたしまして執行部に対しまして、格段のご指導を賜りましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。 本定例会に対しましても慎重なる審議をお願い申し上げまして開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。 どうぞよろしくいお願いいたします。
局長（渡辺豊明君）	それでは、ここで全員で町民憲章を朗読いたします。 （全員で町民憲章を朗読）
局長（渡辺豊明君）	ありがとうございました。これで、開会式を終わります。 ご着席ください。

令和元年第3回七宗町議会定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和元年6月4日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	6月4日 10時00分
出 席 議 員	1 番 大鋸利光君、2 番 加納福明君、3 番 玉木幸治君、 4 番 中島寛直君、5 番 加納忠良君、6 番 林五三夫君、 7 番 福井徳一君、8 番 林茂樹君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 井戸敬二君、副町長 岩田敏雄君、 教育長 山田弘子君、総務課長 福井仁君、 税務課長 加納和敏君、企画課長 石黒義仁君、 住民課長 林稔君、支所長 林佳成君、 農林課長 塚本誠君、土木建設課長 山田俊也君、 水道課長 福井靖信君、会計管理者 長尾英司君、 教育課長 山田直光君、監査委員 前島庚久君
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 渡辺豊明君 記録 後藤美智代君
七宗町長提出議案の題目	
	承認第1号 専決処分について 平成30年度七宗町一般会計補正予算（第9号） 承認第2号 専決処分について

	七宗町税条例の一部を改正する条例の制定について 承認第 3 号 専決処分について 七宗町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 議第 3 2 号 令和元年度七宗町一般会計補正予算（第 1 号） 議第 3 3 号 七宗町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第 3 4 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第 3 5 号 七宗町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について 議第 3 6 号 七宗町農業集落排水等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第 3 7 号 物品売買契約の締結について 報告第 5 号 平成 3 0 年度七宗町一般会計繰越明許費繰越計算書について
監 査 委 員 報 告	
	報告第 6 号 報告第 7 号 報告第 8 号 例月出納検査結果報告書
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	日程第 1．会議録署名議員の指名 日程第 2．会期の決定 日程第 3．承認第 1 号から承認第 3 号まで 議第 3 2 号から議第 3 7 号まで 報告第 5 号 報告第 6 号から報告第 8 号まで
会議録署名議員の指名	議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した。

	6 番 林五三夫君 7 番 福井徳一君
会期の決定について 会期は次の 8 日間に決定した。	
	令和元年 6 月 4 日から 6 月 1 1 日までの 8 日間
議 事 の 経 過	
開 議	1 0 時 0 6 分
議 長 （ 加 納 福 明 君 ）	ただいまの出席議員は 8 名で定足数に達しております。したがって、令和元年第 3 回七宗町議会定例会は成立しましたので開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。諸般の報告を事務局長より行います。
局 長 （ 渡 辺 豊 明 君 ）	諸般の報告 議事日程、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおりです。 町長から本日付をもって、承認第 1 号から承認第 3 号、議第 32 号から議第 37 号、報告第 5 号までの議案が提出されました。 次に、監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月出納検査結果報告書が報告第 6 号から報告第 8 号でありました。 4 月 1 日付人事異動により、執行部側に変更がございましたので、議場席図を配付してあります。差し替えていただきますようよろしくお願いをいたします。以上でございます。
議 長 （ 加 納 福 明 君 ）	日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、6 番 林五三夫君及び 7 番 福井徳一君を指名します。 日程第 2 会期の決定を議題にします。 おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から 6 月 11 日までの 8 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。 <「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（加納福明君）	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日までの8日間に決定しました。 日程第3を議題にします。提案理由の説明を求めます。 町長 井戸敬二君。
町長（井戸敬二君）	（提案説明のため登壇） 本日、令和元年第3回七宗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中、ご参集賜り、誠にありがとうございます。 日頃より、町政の円滑な運営に格別のご支援とご協力をいただき、心より厚くお礼申し上げます。 さて、本定例会にご提案いたします案件は、専決処分の承認を求めるもの3件、予算関係1件、条例関係4件、契約関係1件、報告関係1件の合わせて10件であります。 承認第1号 専決処分については、平成31年3月29日に専決処分いたしました、平成30年度七宗町一般会計補正予算（第9号）について承認を求めるものであります。既定の歳入歳出予算をそれぞれ8,158万2千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億4,093万9千円とするものであります。 歳入の主な補正は、2款 地方譲与税 150万円、6款 地方消費税交付金 828万円、9款 地方交付税 1,668万6千円それぞれの増額、14款 県支出金 556万6千円、16款 寄附金 3,092万円、17款 繰入金 7,276万9千円それぞれの減額であります。 歳出の主な補正は、2款 総務費 1億470万8千円、6款 農林水産業費 389万7千円それぞれの減額、14款 予備費 2,792万6千円の増額であります。 承認第2号 専決処分については、平成31年4月1日に専決処分いたしました、七宗町税条例の一部を改正する条例の制定について承認を求めるものであります。本条例の改正につきましては、地方税法の一部が改正されたことにより改正するものであります。 承認第3号 専決処分については、平成31年4月1日に専決処分いたしました、七宗町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について承認を求めるものであります。本条例の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確

保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部が施行されたことなどにより改正するもので、消費税率の引き上げに伴う負担増を軽減するため、低所得者の保険料をさらに軽減強化するものであります。

議第32号 令和元年度七宗町一般会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1,061万4千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億6,661万4千円とするものであります。

歳入の主な補正は、14款 国庫支出金 270万5千円、15款県支出金 790万7千円 それぞれの増額であります。

歳出の主な補正は、3款 民生費 336万2千円、8款 土木費 1,262万4千円、9款 消防費 135万2千円 それぞれの増額、7款 商工費 133万7千円、10款 教育費 618万2千円 それぞれの減額であります。

議第33号 七宗町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が行われたことにより改正するもので、投票管理者等の報酬を変更するものであります。

議第34号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、上位法令の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等が行われたことにより改正するもので、保証人規定や貸付金利を変更するものであります。

議第35号 七宗町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、料金の算定について、消費税を内税としておりましたが、その消費税分について外税として取り扱うように改正するものであります。

議第36号 七宗町農業集落排水等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、使用料の算定について、消費税を内税としておりましたが、その消費税分について外税として取り扱うように改正するものであります。

議第37号 物品売買契約の締結については、令和元年5月15日仮契約いたしました、小型動力ポンプ付積載車1台の購入について議会の議決を求めるものであります。

報告第5号 平成30年度七宗町一般会計繰越明許費繰越計算

	書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。 以上、提出案件に対するご説明をいたしました。ご審議の上議決ご決定賜りますようお願い申し上げます。
議長（加納福明君）	以上で、町長の提案説明を終わります。 続きまして、報告第6号から報告第8号までを、代表監査委員 前島庚久君。
代表監査委員 (前島庚久君)	（報告のため登壇） 皆さんおはようございます。監査委員の前島でございます。監査委員を3月にお受けしてから3ヶ月を経過したところでありますけれども、本日は貴重な時間をいただきまして監査結果について報告させていただきます。なお、今後につきましては、報告の様式につきまして今回も付いておりますけれどもトータル3枚付いておりますけど、今後につきましては検査の結果の内容は変わりますけど、他の事項についてはほとんど一緒ということで、1ペーパー化をして報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承の程よろしくお願いいたします。これにつきましては、次回からそのようにさせていただきます。また、今回につきましては一括説明させていただきますよろしくお願いしたいと思います。 それでは、報告第6号から報告第8号を一括して報告させていただきます。 七宗町議会議長 加納福明様宛にすでに七宗町監査委員 前島庚久私でございますけど前島庚久及び七宗町監査委員 福井徳一により、例月出納検査結果をその都度次のとおり地方自治法第235条の2第3項の規定により報告しており、その内容につきまして報告をいたします。 検査の対象 平成30年度2月分につきましては、検査の時期は平成31年3月27日。30年度3月分、検査の時期 31年4月25日。平成30年度4月分及び平成31年度4月分、検査の時期は令和元年5月29日でございます。このように実施したところであります。結果につきましては、それぞれ一般会計、各特別会計の出納検査を実施した結果、各会計とも所定の事項

	が具備してあり適正であると認めましたので、報告させていただきます。以上で報告終わります。ありがとうございました。
議長（加納福明君）	以上で、報告第6号から報告第8号までの報告を終わります。おはかりいたします。報告第5号 平成30年度七宗町一般会計繰越明許費繰越計算書について、及び報告第6号から報告第8号までの例月出納検査結果報告につきましては、報告として処理したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 <「異議なし」と呼ぶ者あり>
議長（加納福明君）	異議なしと認めます。したがって、報告第5号及び報告第6号から報告第8号までにつきましては、報告として処理することに決定しました。 おはかりいたします。ただいま議題となっています承認第1号から承認第3号まで、及び議第32号から議第37号までの各案件は、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 <「異議なし」と呼ぶ者あり>
議長（加納福明君）	異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっています承認第1号から承認第3号まで、及び議第32号から議第37号までの各案件は、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託することに決定しました。 おはかりいたします。委員会開催のため、本日はこれをもって散会したいと思います。これにご異議ありませんか。 <「異議なし」と呼ぶ者あり>
議長（加納福明君）	異議なしと認めます。したがって、委員会開催のため、本日はこれをもって散会とすることに決定しました。なお、審査結果は委員会が終了次第、すみやかに本職に報告願います。 おはかりいたします。議案精読のため、明日5日から6月10日までを休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

	<「異議なし」と呼ぶ者あり>
議長（加納福明君）	異議なしと認めます。したがって、議案精読のため明日５日から６月10日までを休会とすることに決定しました。 ６月11日は午後１時30分までにご参集くださるようお願いいたします。11日の日程はおって配付します。なお、議案に対する質疑の通告は、６月７日正午までに所定の用紙により、本職まで提出くださいますようお願いいたします。 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。
局長（渡辺豊明君）	ご連絡いたします。総務建設常任委員会を10時40分から委員会室で開催します。議員並びに付託議案の担当課長は時間までに委員会室へお入りください。 なお、教育民生常任委員会につきましては、総務建設常任委員会終了後に連絡をしますのでお願いいたします。以上でございます。 （１０時２１分 閉会）

令和元年第3回七宗町議会定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和元年6月11日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	6月11日 13時30分
出 席 議 員	1 番 大鋸利光君、2 番 加納福明君、3 番 玉木幸治君、 4 番 中島寛直君、5 番 加納忠良君、6 番 林五三夫君、 7 番 福井徳一君、8 番 林茂樹君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 井戸敬二君、副町長 岩田敏雄君、 教育長 山田弘子君、総務課長 福井仁君、 税務課長 加納和敏君、企画課長 石黒義仁君、 住民課長 林稔君、支所長 林佳成君、 農林課長 塚本誠君、土木建設課長 山田俊也君、 水道課長 福井靖信君、会計管理者 長尾英司君、 教育課長 山田直光君、監査委員 前島庚久君
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 渡辺豊明君 記録 後藤美智代君
七宗町議会議員提出議案の題目（追加）	
	発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	日程第 1. 承認第 1 号から承認第 3 号まで 議第 3 2 号から議第 3 7 号まで 日程第 2. 町政一般に対する質問 日程第 3. 各常任委員長報告 日程第 4. 発議第 1 号（追加）
議 事 の 経 過	
開 議	1 3 時 3 0 分
議長（加納福明君）	ただいまの出席議員は 8 名です。したがって、定足数に達しております。 これより、本日の会議を開きます。諸般の報告を事務局長より行います。
局長（渡辺豊明君）	諸般の報告 議事日程 本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおりです。以上でございます。
議長（加納福明君）	日程第 1 を一括議題とします。 日程第 2 町政一般に対する質問を行います。発言の通告がありますので、順次発言を許します。なお、再質問も質問席においてお願いいたします。 議席番号 6 番 林五三夫君。
6 番（林五三夫君）	（質問のため登壇） それでは、お許しをいただきましたので、町政の一般質問を 1 つさせていただきます。上麻生駅前の開発計画について、一般質問いたします。 上麻生の駅前は、町の玄関口にあたるところであり、町の賑わいを醸し出すためにも、開発整備が望まれるところであります。ついては、今後の計画としては、どのように進めていかれるのかお伺いをいたします。以上です。

議長（加納福明君）	答弁をお願いします。 総務課長 福井仁君。
総務課長（福井仁君）	（答弁のため登壇） それでは、答弁させていただきます。 上麻生駅前開発につきましては、駅前周辺の町有地を活用した「駅前総合開発計画案」と「地域公共交通網再編検討」を合わせた「上麻生駅前賑わい創出計画」を策定しております。 この場所は、町の玄関口として大変重要な場所であると考えておりますので、この計画案を参考に町民や議員の方々からご意見をいただき、各課連携により検討委員会などを組織して進めていければと考えておりますのでよろしくお願いします。 以上、答弁とさせていただきます。
6 番（林五三夫君）	どうもありがとうございました。それでは、一般質問を終わらせていただきますが、これからの七宗町のますますのご発展を祈念しまして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
議長（加納福明君）	続きまして、議席番号 1 番 大鋸利光君。
1 番（大鋸利光君）	（質問のため登壇） 発言のお許しをいただきましたので、町政一般に対する質問を通告させていただきます。 現在、本町においては高齢化率が45%を超え、近い将来 2 人に 1 人が65歳以上の高齢者になってきます。出生者数もわずかに一桁台であります。さらなる人口減少により高齢化、少子化が加速度的に進んでいきます。つまり、高齢者や子どもといった弱者を守っていくことができる年代が減少していくということです。地域で子どもや高齢者を見守っていこうとしても、見守ることができる人が少なくなってきます。これからは、特にそういった方の安心安全をどうしていくかということを考えていく必要があると思います。 昨年12月議会において、新しい通信技術で安否確認について質問をしました。現状では自治会、自主防災組織、消防団での安否確認を確実にする旨の回答をいただきましたが、しかしなが

	らその後、独居の高齢者が自宅の玄関中で倒られました。発見が遅れるという事故がありました。幸いにも命には別状はありませんでしたが、人的な対応では限界があることを痛感しました。現在、高齢者独居者の家を民生委員さんが巡回されていますが、新技術はスマホやタブレットにて一度に安否確認の情報が得られ、異常時の対応が早くなるそのような機能を活用したシステムです。国においてもAIやIOTなどの新技術を活用し、移動・物流・防災・環境など幅広い分野で安心なまちづくりのための新しい事業展開の実施が進められています。 本町においても、100を超える独居高齢者世帯があると聞いています。今後ますます増えていくと思われますそういった方々のためにも、安心安全に生活できるようなシステムづくりが必要と考えます。町として今後、子ども達や高齢者の見守りに対する施策を何か検討しているかを伺います。よろしくお願いします
議長（加納福明君）	答弁をお願いします。 住民課長 林稔君。
住民課長（林稔君）	（答弁のため登壇） それでは、お答えさせていただきます。 当町の令和元年5月1日現在の人口は3,760人で、この内65歳以上の人口は1,701人で、高齢化率は45.24%となっています。 また、世帯数は1,436世帯で、65歳以上の人のみの世帯は588世帯で、この内独居世帯は295世帯となっています。 高齢者の安否確認や見守りなどについては、高齢者福祉の大きな課題だと認識しています。当町の現在の安否確認などの方法は、民生委員や福祉委員の訪問による声かけや見守り、給食サービス調理ボランティア団体による高齢者世帯への配達時の声かけ、また、七宗郵便局、神湊郵便局、生活協同組合コープ岐阜と地域見守りの協定を締結しています。これらの他に、IOTを活用したものでは社会福祉協議会が行っている安心電話の紹介事業があります。これは、NTTの電話を利用したサービスで、高齢者が緊急時に備付けの機器のボタンやペンダントのボタンを押すと、あらかじめ登録された3人の電話に「緊急通報」が流れるシステムです。また、子どもの見守りについては、不審

	者情報を「39メール」で保護者へ提供しています。 以上のような施策により、概ねカバーできていると考えていますが、大鋸議員の言われるようにIOT技術は日々進化しています。今後も経費や効果、使いやすさなどで有効なものがないか調査研究していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。以上、答弁とさせていただきます。
1 番（大鋸利光君）	ありがとうございました。しっかりと考えていただき、他町村からも参考にされるような七宗の姿にさせていただくことを願ひまして、私の発表とさせていただきます。どうもありがとうございました。
議長（加納福明君）	続きまして、議席番号7番 福井徳一君。
7 番（福井徳一君）	（質問のため登壇） 発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして質問を行います。それでは、地域おこし協力隊の採用と活動についての質問でございます。 この制度は、総務省が人口減少が続く地域で、地元の人々と共に地場産品の開発、また観光資源の掘り起こし、また住民生活支援や産業事業への従事等、幅広い活動をしながら地域への定住を図る制度でございます。 現在、全国で1,000の自治体で5,000を超える方々が活動をしておられると報道をされております。活動内容は多岐にはわたりますが、隊員の多様な考えや働きが地域に新たな応援方法を創出している点も高く評価されています。現在、本町には1名の方が活動をしておられます。そして、本年度は町内企業に従事される方を対象に募集がされていますが、こうしたことは人手不足の穴埋めになってはならないと考えております。 今までの本町の受け入れ態勢と実績をどのように評価され、また、今後募集人員をもっと増やしグループとして課題に取り組む協力隊の採用を考えているか伺うものであります。よろしくお願いします。
議長（加納福明君）	答弁をお願いします。 企画課長 石黒義仁君。

企画課長（石黒義仁君）	（答弁のため登壇） 答弁させていただきます。地域おこし協力隊は、現在まで3人採用し2人が町内に定住され、引き続き町行政と関わりを持ち活動していただいているところです。 従来から町の地域おこし協力隊受入れ姿勢は、多様な考え方・企画力に期待し採用してまいりました。採用後の所属も新しいアイデアや考え方を反映できる企画部門とし、各種イベントや商品開発等に活躍していただきました。今も1人の方に活躍していただいているところです。しかし、地域おこし協力隊は、3年という期限の定めがあり、定住を希望しても働く場所をマッチングしにくいという問題がありました。そこで、前年度から町内事業所に地域産業等の担い手として地域おこし協力隊を派遣し、将来的に定住に繋げていきたいと考え取り組んでいます。 また、この質問の「増員しグループとして課題に取り組む地域おこし協力隊の採用について」は、町として何を任せていくのかという明確な目的と、必要に応じた町部局内の仕組みなどを総合的に勘案し、今後判断していきたいと考えております。 以上、答弁とさせていただきます。
7 番（福井徳一君）	はい、再質問。
議長（加納福明君）	はい。
7 番（福井徳一君）	（再質問のため登壇） 答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきます。 協力隊の評価ということには、明確な答弁がなかったようにも感じ受けましたが、採用条件、受入れ態勢で活動が大きく左右をされたような認識を持っております。そして、今言われましたように今年は地域産業等の担い手として募集の取り組みに転換をされております。今までの取り組み方との違い、業者への丸投げにならないための行政のサポート体制を伺うものであります。 また、総務省は平成36年度までに、令和6年ですけど、協力隊員を8,000人に拡充することを目指すと公表もしております。

	こうした体制を最大限に活用し、町の課題に取り組むプロジェクトチームとしての活動を視野に多様な考え方、企画力を早急にも必要と考えますが、今一度質問します。今後判断していきたい、今後とは何時なのか。今年度中と理解してもよろしいでしょうか、質問をさせていただきます。
議長（加納福明君）	答弁をお願いします。 企画課長 石黒義仁君。
企画課長（石黒義仁君）	（再答弁のため登壇） 答弁させていただきます。地域おこし協力隊は、地域おこし協力隊推進要綱及び地域おこし協力隊事業支援委託要綱に基づいて、町の活性化、担い手の確保、定住・定着を目的に行っております。これまでは、イベント・商品開発等、七宗町の地域おこしにつながるような活動をしていただきましたが、今年度の募集につきましては、より移住・定住に重きをおき町内事業所に支援をいただき、3年間という期間の中で地域おこし協力隊の活動のかたわらスキルを身に付け、独立またはパートナーとして将来、定住・定着につなげるため取り組みを進めているところです。 採用後は、地域おこし協力隊・町内事業者・町が一丸になってやらなければ目的を達成することは困難です。事業所や地域おこし協力隊から定期的に報告を求め、それに基づきミーティングを開催するなど、サポート体制を整えていきたいと考えております。 プロジェクトチームにつきましては、募集をしてもなかなか応募が来ないという状況もあり、今年度中ということではなく、何を行ってもらおうのかということをしっかり定め、それに基づき進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。
7 番（福井徳一君）	ありがとうございました。質問ではございませんが、この制度もう始まって1期2期と、もう何年か繰り返しておることですので、これからのサポート体制を整える、あるいはまた募集してもなかなか来ない、何を行ってもらおうかということこれから考えていくということの答弁もありましたが、質問

	力がないのか、なかなか明確な答弁をいただけませんでした。こうしたことから早急にこの町の抱える課題等々に取り組んでいただけるこのチームを、こうした制度があるうちに早急に取り組んで頂きたいということを希望しまして、質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。
議長（加納福明君）	以上で、町政一般に対する質問を終わります。 おはかりいたします。全員協議会開催のため、これより暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 ＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞
議長（加納福明君）	異議なしと認めます。したがって、全員協議会開催のため、これより暫時休憩とすることに決定しました。 それでは、これより暫時休憩にいたします。
局長（渡辺豊明君）	お知らせします。本会議の再開は、16時00分からを予定しています。また、議員の皆様は全員協議会を14時00分から開催しますので、時間までに委員会室へご参集ください。以上でございます。
	休憩　１３時５０分 ＜　　　　　　　　　　　＞ 再開　１６時００分
議長（加納福明君）	ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。 おはかりいたします。本日の議事日程に日程第４を追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 ＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞
議長（加納福明君）	異議なしと認めます。したがって、本日の議事日程に日程第４を追加することに決定しました。 諸般の報告を事務局長より行います。
局長（渡辺豊明君）	諸般の報告　日程第４、議員発案によります発議第１号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、１件の追加提案がありました。以上でございます。

議長（加納福明君）	日程第3 各常任委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。 はじめに、総務建設常任委員長 林茂樹君。
総務建設常任委員長 （林茂樹君）	（報告のため登壇） 総務建設常任委員長の林ですが、総務常任委員会で慎重に審議した結果について報告いたします。 令和元年6月11日、七宗町議会議長 加納福明様、総務建設常任委員会委員長 林茂樹。総務建設常任委員会の審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、七宗町議会会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、事件名、審査結果の順に読み上げます。 承認第1号 専決処分について 平成30年度七宗町一般会計補正予算（第9号）、承認第2号 専決処分について 七宗町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり承認すべきものと決定しました。議第32号 専決処分について 令和元年度七宗町一般会計補正予算（第1号）中、総務建設関係、原案のとおり可決すべきものと決定しました。 議第33号 七宗町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第34号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第35号 七宗町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、議第36号 七宗町農業集落排水等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第37号 物品売買契約の締結について、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。以上であります。
議長（加納福明君）	続きまして、教育民生常任委員長 加納忠良君。
教育民生常任委員長 （加納忠良君）	（報告のため登壇） 教育民生常任委員会に付託された事件について、審査結果を報告させていただきます。 令和元年6月11日、七宗町議会議長 加納福明様、教育民生常任委員会委員長 加納忠良。教育民生常任委員会の審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり

	決定したので、七宗町議会会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、事件名、審査結果の順で報告をします。 承認第3号 専決処分について 七宗町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり承認すべきものと決定しました。議第32号 令和元年度七宗町一般会計補正予算（第1号）中、教育民生関係、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。
議長（加納福明君）	以上で、各常任委員長の審査の経過及び結果報告を終わります。それでは、ただいま議題となっております承認第1号から承認第3号まで、及び議第32号から議第37号までの各案件に対する討論を行います。反対討論から許します。反対討論はありませんか。 （なし）
議長（加納福明君）	ないようですので、続いて賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。 （あり）
7番（福井徳一君）	はい、議長。
議長（加納福明君）	はい。
7番（福井徳一君）	（賛成討論） 失礼します。賛成討論を行います。 私は令和元年第3回定例議会提出議案合わせて10件を賛成とし、賛成討論を行うものです。確定した補助金等の款項目においては速やかに修正を認めるものであり、また、昨年の夏の猛暑を思わせる連日の暑さに一刻も急がれる教育現場の暑さ、対策事業関係、また、生活道路通学路にも使用していた町道大切佃夕線法面修繕工事の早期着工等々、また、各条例関係共に総論的に賛成をし、職員の一層の奮起を持って速やかに施工されることをお願いし、賛成討論とします。
議長（加納福明君）	あとありませんか。 ないようですので、これで討論を終わります。

	ただいまから議題となっています各案件を採決したいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」と呼ぶ者あり>
議長（加納福明君）	異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっています各案件を採決することに決定しました。 おはかりいたします。ただいま議題となっています承認第1号から承認第3号まで、及び議第32号から議第37号までの各案件は、各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 （賛成者起立）
議長（加納福明君）	ご着席ください。全員起立です。 したがって、承認第1号から承認第3号まで、及び議第32号から議第37号までの各案件は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。 続きまして、日程第4を議題とします。 本日付をもって、議員発案によります追加提案が発議第1号でありましたので説明を求めます。 提出者 6番 林五三夫君。
6番（林五三夫君）	（提案説明のため登壇） それでは、発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について。新たな過疎対策法の制定に関する意見書を別紙のとおり発案する。令和元年6月11日提出、七宗町議会議長 加納福明様、提出者 七宗町議会議員 林五三夫、賛成者 七宗町議会議員 中島寛直、賛成者 七宗町議会議員 林茂樹。 次のページをお願いします。 新たな過疎対策法の制定に関する意見書。 過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に

	直面している。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。 過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。 過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。 よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和元年６月11日、岐阜県七宗町議会、宛先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。以上でございます。
議長（加納福明君）	以上で、提案説明を終わります。 おはかりいたします。ただいま議題となっています発議第１号新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、ただちに質疑、討論及び採決したいと思います。これにご異議ありませんか。 <「異議なし」と呼ぶ者あり>
議長（加納福明君）	異議なしと認めます。したがって、本案はただちに質疑、討論及び採決することに決定しました。 それでは、ただいまから発議第１号の案件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

	(なし)
議長（加納福明君）	ないようですので、これで質疑を終わります。 続きまして、討論を行います。反対討論から許します。反対討論はありませんか。 (なし)
議長（加納福明君）	ないようですので、続いて賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。 (なし)
議長（加納福明君）	ないようですので、これで討論を終わります。 ただいまから、発議第１号の案件を採決します。 おはかりいたします。発議第１号の案件を採択することに賛成の方は、起立願います。 (賛成者起立)
議長（加納福明君）	ご着席ください。全員起立です。 したがって、発議第１号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、採択することに決定しました。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 これをもって、令和元年第３回七宗町議会定例会を閉会にします。 （１６時１５分 閉会）

会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。	
	議会議長 加 納 福 明 署名議員 林 五 三 夫 署名議員 福 井 徳 一

閉 会 式	
局 長 （ 渡 辺 豊 明 君 ）	ただいまから、閉会式を行います。一同ご起立願います。 始めに、議長あいさつ。
議 長 （ 加 納 福 明 君 ）	令和元年第3回の定例会の閉会にあたり、一言あいさつを申し上げます。 6月4日から11日までの8日間、10件の条例関係、予算関係等で皆様方には慎重な審議していただきましてありがとうございました。厚く御礼申し上げます。 私たちの任期満了まであと1ヶ月余りとなりました。最後まで議員としての仕事を全うしていただきたいと思います。先日、立候補説明会があり新聞では9名の陣営の方が出席されたと報道されていまして。立候補される方には住民の代表として、しっかりと信念を持って望まなければならないと思います。 梅雨に入り天候の変化も大きいかと思いますが、皆様方には体に十分に留意されましてご活躍を願ひまして、閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。
局 長 （ 渡 辺 豊 明 君 ）	続きまして、町長あいさつ。
町 長 （ 井 戸 敬 二 君 ）	閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。 4日より本日までの8日間にわたりまして、提案いたしました10議案に対しまして慎重に審議を賜り、ここに原案どおり可決ご決定いただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。 議会中ではありましたが、8日のレンジャー部隊慰問激励と少年の主張を聞く会にはご出席誠にご苦労さまでございました。 また、ただいまは議員発議といたしまして、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を可決していただきましてありがとうございます。と言うのも私自身、岐阜県過疎地域自立促進協議会の会長を務めておりまして、まさにここに書いてありますとおり、令和3年3月末をもってこの措置法が切れるということで、何とか引き続きこの七宗町にとりましても大変この過疎法に対しましては有意義に使いかつてのいい補助金となっております

	ので、何とかこれを引き続き延長しなければならないということで、岐阜県の協議会、またちょうど明後日、東京の方で全国過疎連盟の理事会があり、明日はこれも東京ですけど地方を守る会の総会、そして明後日の午前中に市町村再犯防止等推進会議が法務省で、これは法務大臣も出席していただきまして、これは昨年度皆様方のご理解を得て7月に県内で初めて再犯防止の条例を制定した関係の会議があり、また午後から先ほど申しました全国過疎連盟の理事会があるということで、皆様方の意見書の提出をもちまして私といたしましてもしっかりと全国と同じ立場の市町村と共に訴えてくるものでありますので、また議員各位におかれましてもしろいろな機会での要望をしていただきたいと思いますので、お願いをいたします。 議員の皆様におかれましては、任期最後の定例会も閉会となりました。この4年間、町政発展のためにご尽力をいただきましたことに対しまして改めて厚くお礼を申し上げますところでございます。本当にありがとうございました。今後の皆様方のご健闘をお祈りしております。 梅雨に入りうっとうしい季節になりましたが、お体には十分ご留意され最後までわれわれに対しましてご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。
局長（渡辺豊明君）	ありがとうございました。これで、閉会式を終わります。ご苦勞さまでございました。